

第8回「山の日」全国大会区市町村等イベント募集要領

令和5年11月22日付8山全実第20号

改正 令和6年2月27日付8山全実第41号

1 目的

この要領は、第8回「山の日」全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、第8回「山の日」全国大会（以下「本大会」という。）を東京全体で開催するに当たり、多様な主体の参画により開催するイベントを、「第8回「山の日」全国大会区市町村等イベント」（以下「区市町村等イベント」という。）として募集し、幅広く実施することにより、東京の豊かな生物多様性や山の持つ様々な機能について、多くの方々への理解を広め、体感していただくこと及び大会への機運醸成を図ることを目的とします。

2 対象イベント

- (1) 開催期間 令和6年4月1日から同年11月30日までの間
- (2) 実施場所 東京都内
- (3) 主催者 東京都、区市町村、自然環境関係団体、特定非営利活動法人、企業など
- (4) 要件 3の承認基準により実行委員会会長（以下「会長」という。）から承認を受けたもの

3 承認基準

区市町村等イベントは、次の各号の全てに該当するイベントとします。

- (1) 本大会の開催方針に賛同して開催されるイベントであること。
- (2) 一般に公開されるイベントであること。
- (3) 営利を主たる目的としないイベントであること。
- (4) 内容が次のいずれかに該当するイベントであること。
 - ア 山や自然・生物多様性に関するもの
 - イ 健康増進に関するもので、山等に関連させてイベントを行うもの
 - ウ デジタル技術を活用したもので、山等に関連させてイベントを行うもの
 - エ その他特に関連性を有すると認められるもの
- (5) 次のいずれにも該当しないイベントであること。
 - ア 本大会の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるもの
 - イ 大会ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
 - ウ 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

- エ 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの
 - オ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
 - カ その他、区市町村等イベントとして適当でないと認められるもの
- (6) イベントの実施に当たり、別途実行委員会が実施する、各イベントを周遊するデジタルスタンプラリーに協力すること。

4 募集期間

(1) 第一次募集

令和5年12月5日から同月22日まで

(2) 第二次募集

令和6年3月1日から同年9月30日まで

5 申請等

- (1) 申請をする者（当該イベントの主催者を原則とする。以下「申請者」という。）は、当該イベントを開催する概ね2か月前まで（第一次募集の場合は令和5年12月22日まで）に、区市町村等イベント承認申請書（第1号様式）に、イベントの概要が分かる資料を添付し、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出してください。
- (2) 会長は、申請の内容が3の承認基準に規定するイベントであると認めるときは、区市町村等イベントとして承認し、区市町村等イベント承認通知書（第2号様式）を申請者に送付します。

6 区市町村等イベントで実施していただくこと

- (1) 申請者は次のいずれかの方法で、本大会のPRを行ってください。
- ア 当該イベントの名称に「「山の日」全国大会 TOKYO 2024」又は「第8回「山の日」全国大会 TOKYO 2024」の文字を表示
 - イ 当該イベントのポスターやチラシ、ホームページなどに大会ロゴマーク等を表示
 - ウ 当該イベント会場での本大会チラシ及びノベルティの陳列又は配布
 - エ 当該イベント会場での本大会ポスター等の掲出
 - オ その他本大会のPR効果を有すると認められる方法
- (2) 大会ロゴマーク等は、第1号様式で申請があった団体に対し、電子データ1件を提供します。
- (3) ポスター、チラシ及びノベルティは第1号様式で申請があった数を提供します。ただし、数に限りがあるため、提供できない場合があります。
- (4) 承認後に承認基準に違反する事項があると認められた場合は、承認を取り消します。この場合、大会ロゴマーク等を掲載したポスター、チラシ等の掲示、配布等の中止を求めることがあります。

また、承認の取消しにより発生した損害は、全て主催者負担とします。

- (5) 承認を受けた区市町村等イベントについては、本大会ホームページにイベント情報（イベントの名称、開催日時、イベントの概要、イベント主催者名、イベントの URL（ある場合）及び会場）を掲載します。

また、本大会終了後に発刊する報告書にもイベント実績を掲載します。

なお、第一次募集の場合は、本大会の実施計画にも、申請のあったイベントのうち一部のイベントの情報を掲載します。

7 実績報告

申請者は、申請した全てのイベントが終了した日から令和6年12月31日までの間に、区市町村等イベント実績報告書（第3号様式）を事務局に提出してください。

8 その他

- (1) 区市町村等イベントの運営に必要となる経費は、主催者の負担となります。
- (2) 区市町村等イベントの実施に必要な許認可等は、主催者にて手続を行ってください。
- (3) 実行委員会では、区市町村等イベントの準備及び実施に係る事故等の責任は負いません。
- (4) 申請者は、区市町村等イベントの内容（本大会ホームページに掲載するイベント情報）に変更がある場合は速やかに事務局まで連絡の上、申請書に変更事項を明示して事務局に提出してください。ただし、イベント内容以外の軽微な変更はこの限りではありません。